

## 周南市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例制定について

周南市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

## 周南市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

周南市法定外公共物管理条例（平成16年周南市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

占用物件		単位	占用料（円）
道路法（以下この表において「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	420
	第2種電柱		650
	第3種電柱		880
	第1種電話柱		380
	第2種電話柱		610
	第3種電話柱		830
	その他の柱類		38
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370
地下に設ける変圧器	占用面積1平	230	

			方メートルにつき1年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	760
	郵便差出箱及び信書便差出箱			320
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	960
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	760
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			34
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			45
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			68
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			91
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			160
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			230
	外径が1メートル以上のもの			450
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	760
法第32条第1項第5号に掲げる施	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を

設				乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			480
	地下に設ける通路			290
	その他のもの			760
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	96
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960
	標識		1本につき1年	610
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10
		その他のもの	1本につき1月	96
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1	960

	その他のもの	月	480
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	760
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	96
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			76
河川等に係る橋りょう又は通路		占有面積1平方メートルにつき1年	475
河川等に係るその他の工作物			630

別表第1備考7中「1平方メートル未満若しくは1メートル未満」を「0.01平方メートル未満若しくは0.01メートル未満」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の周南市法定外公共物管理条例の規定は、同日以後の第5条に規定する占有等（以下「占有等」という。）について適用し、同日前の占有等については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市法定外公共物管理条例新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表第1 (第8条関係)				別表第1 (第8条関係)			
占用物件		単位	占用料 (円)	占用物件		単位	占用料 (円)
道路法 (以下この表 において 「法」とい う。) 第32条 第1項 第1号 に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき 1年	<u>360</u>	道路法 (以下この表 において 「法」とい う。) 第32条 第1項 第1号 に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき 1年	<u>420</u>
	第2種電柱		<u>550</u>	第2種電柱	<u>650</u>		
	第3種電柱		<u>740</u>	第3種電柱	<u>880</u>		
	第1種電話柱		<u>320</u>	第1種電話柱	<u>380</u>		
	第2種電話柱		<u>510</u>	第2種電話柱	<u>610</u>		
	第3種電話柱		<u>700</u>	第3種電話柱	<u>830</u>		
	その他の柱類		<u>32</u>	その他の柱類	<u>38</u>		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	<u>3</u>	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	<u>4</u>	
	地下に設ける電線その他の線類		2	地下に設ける電線その他の線類		2	
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>310</u>	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>370</u>	

現行				改正案			
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>190</u>		地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>230</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	<u>640</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	<u>760</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>270</u>				郵便差出箱及び信書便差出箱
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1,100</u>		広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>960</u>
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>640</u>		その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>760</u>
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲	外径が 0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>13</u>	法第 32 条第 1 項第 2 号に掲	外径が 0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>16</u>
	外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		<u>19</u>		外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		<u>23</u>

現行				改正案					
掲げる物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>29</u>	掲げる物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>34</u>	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>38</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>45</u>	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>57</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>68</u>	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>76</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>91</u>	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>130</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>160</u>	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>190</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>230</u>	
	外径が1メートル以上のもの			<u>380</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>450</u>	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>640</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>760</u>
法第32条第1項第5	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額	法第32条第1項第5	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額

現行					改正案				
号に掲げる施設		階数が2のもの		Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額					Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額					Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>530</u>	上空に設ける通路			<u>480</u>	
	地下に設ける通路			<u>320</u>	地下に設ける通路			<u>290</u>	
	その他のもの			<u>640</u>	その他のもの			<u>760</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>11</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>10</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>110</u>		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>96</u>
道路法施行令（昭和	看板（アーチであ	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1	<u>110</u>	道路法施行令（昭和	看板（アーチであ	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1	<u>96</u>

現行					改正案				
27年政令第479号。以下この表において「令」という。) 第7条第1号に掲げる物件	るものを除く。)		月		27年政令第479号。以下この表において「令」という。) 第7条第1号に掲げる物件	るものを除く。)		月	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100</u>			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>960</u>
	標識		1本につき1年	<u>510</u>	標識		1本につき1年	<u>610</u>	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>11</u>	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>10</u>	
		その他のもの	1本につき1月	<u>110</u>		その他のもの	1本につき1月	<u>96</u>	
	幕(令第7条第4号に掲げる工施用施設であるものを	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>11</u>	幕(令第7条第4号に掲げる工施用施設であるものを	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>10</u>	
その他のもの		その面積1平方メートルにつき1	<u>110</u>	その他のもの		その面積1平方メートルにつき1	<u>96</u>		

現行					改正案				
	除く。)		月			除く。)		月	
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	<u>1,100</u>		アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	<u>960</u>
		その他のもの		<u>530</u>			その他のもの		<u>480</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>640</u>	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>760</u>
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に <u>0.028</u> を乗じて得た額	令第7条第3号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>110</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>96</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>64</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>76</u>
河川等に係る橋りょう又は通路			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	475	河川等に係る橋りょう又は通路			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	475
河川等に係るその他の工作物				630	河川等に係るその他の工作物				630
備考 1～6 (略)					備考 1～6 (略)				
7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは					7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは				

現行	改正案
<p>長さが <u>1 平方メートル未満若しくは 1 メートル未満</u> であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに <u>1 平方メートル未満若しくは 1 メートル未満</u> の端数があるときは、<u>1 平方メートル又は 1 メートル</u> として計算する。</p> <p>8 ～ 11 (略)</p>	<p>長さが <u>0.01 平方メートル未満若しくは 0.01 メートル未満</u> であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに <u>0.01 平方メートル未満若しくは 0.01 メートル未満</u> の端数があるときは、<u>その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて</u> 計算する。</p> <p>8 ～ 11 (略)</p>